

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 宮若市役所

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.2%
全職員	77.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長相当職	100.3%
課長補佐相当職	101.3%
係長相当職	98.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	99.8%
26～30年	96.3%
21～25年	88.7%
16～20年	85.1%
11～15年	95.8%
6～10年	96.3%
1～5年	81.8%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員における差異の要因として、扶養手当の受給率が高いことが影響している。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員における会計年度任用職員の占める割合について、女性が65.1%となっており、相対的に給与水準が低く、差異に影響している。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、週あたりの勤務時間が20時間未満の者については、職員数を1/2として換算している。
- ・指導主事の勤続年数については、前職を含んだ勤続年数として算出している。
- ・男女両方若しくはどちらかに該当者が存在しない場合は、「—」と記載している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	16.3%

【説明欄】

- ・ 管理的地位にある職員の年代において、相対的に男性が多く、割合に影響している。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
課長相当職	19.2%
課長補佐相当職	13.0%
係長相当職	41.3%

【説明欄】

- ・ 各役職段階にある職員の年代（特に課長、課長補佐相当職の職員）において、相対的に男性が多く、割合に影響している。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	25.0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—	—	—	—
1週間以上2週間未満	—	—	—	—
2週間以上1月以下	—	—	—	—
1月超3月以下	—	—	—	—
3月超6月以下	—	—	—	—
6月超9月以下	—	—	—	—
9月超12月以下	—	—	—	—
12月超24月以下	—	—	—	—
24月超	—	—	—	—

【説明欄】

・「—」表示は、比較対象が0または数値が1のため、公表しない。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて
命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	11.3時間／月

【説明欄】

--